

令和 5 年 6 月 11 日現在

機関番号：11301

研究種目：基盤研究(B) (一般)

研究期間：2019～2022

課題番号：19H01434

研究課題名(和文)情報の利活用に伴う法的諸問題の分野横断的研究

研究課題名(英文)Cross-disciplinary research on legal issues associated with information utilization

研究代表者

成瀬 幸典(yukinori, naruse)

東北大学・法学研究科・教授

研究者番号：20241507

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 11,600,000円

研究成果の概要(和文)：「情報の保護」と「情報の利活用の促進」に関わる複数の法分野(刑法、行政法、知的財産法、民法)の研究者が、各専門分野に関する諸問題を分析・検討し、そこで得られた知見を共有することを通じて、分野横断的な考察を行い、その成果として、複数の論稿を公表し、また、学会等における研究発表を行った。特に、不正競争防止法における「営業秘密」概念や、著作権法におけるリーチサイト規制の在り方に関しては、刑事法研究者と知的財産法研究者の協働により、刑事法的な保護と民事法的な保護の異動等を明らかにするとともに、その背景となる要因等を検討・分析することにより、対象となる情報の法的保護に関する新たな知見を得た。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究により得られた「営業秘密」概念や「リーチサイト規制」の在り方に関する、比較法的なものを含めた様々な知見は、これらに関係する活動や今後の技術発展を支える基盤となり得るものであり、重要な社会的意義が認められる。また、「情報の保護」と「情報の利活用の促進」に関して、刑事法・公法・民事法という3つの法分野から考察を加え、そこで得られた知見を共有することを通じて展開された分野横断的な検討は、各法分野の基礎にある考察手法・解釈原理の異同を顕在化させ、各分野の個別的な法解釈の発展・深化に寄与するものになった。

研究成果の概要(英文)：In this research, researchers in multiple legal fields (criminal law, administrative law, intellectual property law, and civil law) examined related issues in their respective fields with regard to "protection of information" and "promotion of information utilization." By analyzing and examining the above, and sharing the results obtained, interdisciplinary research based on the knowledge of other fields was done, and as a result, several papers were published and research presentations were made at academic conferences. In particular, regarding the concept of "trade secrets" in the Unfair Competition Prevention Law and leech site regulations in the Copyright Law, through collaboration between criminal law researchers and intellectual property law researcher, we clarified the difference between criminal law protection and civil law protection. By examining and analyzing the background factors, we obtained new knowledge regarding the legal protection of information.

研究分野：刑法

キーワード：情報の法的保護 情報の利活用 刑事法 知的財産法 分野横断的

1. 研究開始当初の背景

情報通信技術や人工知能(AI)の発達・普及により、情報の利用可能性と価値は飛躍的に増大し、現在も増大し続けている。その結果、「情報の保護」と「情報の利活用の促進」という、ときに相反する2つの要請を調和させる法解釈及び法制度の確立が、現代社会の喫緊の課題となっている。

ここで問題となる情報には、個人情報、著作物、技術情報、営業秘密、統計的データ等、性質を異にする様々な態様のものが含まれるため、関係する法律も、個人情報保護法、著作権法、不正競争防止法、契約法、不法行為法等多様となるが、各情報の保護と利活用に関する法的対応は、個々の法改正や各専門分野における個別的・断片的な議論にとどまっており、この問題に関係する諸制度の相互関係や各分野の議論が他の分野に与える影響について、各分野を横断した包括的・総合的な検討がなされることはほとんどない状況であった。情報の利活用を促進するためには、各法分野における個別の対応のみでは不十分であり、各法の適用関係や関連法が相互に与える影響等を理論的・比較法的に十分に検討した上で、政策論をも踏まえて、総合的かつ横断的な観点から、的確かつ妥当な法解釈とその運用、ひいては法制度の構築を提示していく必要があると考えられた。

このように「情報の利活用」の必要性が高まっている反面、「情報の保護」という観点も、それと歩調を合わせるように重要性を増している。従来、情報の保護は、主として民事法の分野、特に知的財産関係の諸法と行政法の諸分野においてなされ、刑事法は極めて限定的にしか活用されてこなかった。また、刑法研究者も(一部の論者を除き)昭和62年の刑法改正時の議論以来、情報の保護という問題に積極的に取り組むことをしてこなかった。しかし、本研究開始当初、不正競争防止法における営業秘密の不正利用に対する刑事罰適用範囲の拡大や、個人情報保護法における刑事罰規定の導入など、情報の実効的な保護や規制の侵害・回避の抑止等を目的として、刑事罰を積極的に活用しようとする状況がみられるようになっていた。また、情報の実効的な保護や、情報侵害行為に対する的確な規制に対する社会的要求の高まりに応じ、情報の刑事法的保護のあり方を理論的に検討する重要性も増大していた。そのような状況の下、従来の個別の法分野における研究を横断し、総合的に民事的・行政法的規制と刑事的規制の関係を検討する必要性が認識されるようになっていたのである。

2. 研究の目的

本研究は、「情報の保護」と「情報の利活用の促進」に関わる複数の法分野(刑法、行政法、知的財産法、民法)の研究者が、それぞれの専門分野に関する諸問題を分析・検討し、そこで得られた成果を共有することにより、他分野の知見を踏まえた分野横断的考察を加えるとともに、「情報の保護」と「情報の利活用の促進」の調和を図った法解釈・法制度の構築のために、私法、公法、刑事法がどのように協働すべきかを検討し、適正かつ妥当な法解釈・立法の在り方を明らかにすることを目的としていた。それと同時に、「情報」という素材について、関係する3つの法分野(民事法・公法・刑事法)から考察することを通じて、各法分野の基礎にある考察手法や解釈原理の異同を顕在化させ、それらに関連付けることで個々の法分野における個別的な法解釈を発展・深化させることをも目指した。

3. 研究の方法

本研究は、刑法、刑事法、行政法、知的財産法及び民法を専門とする計5名の研究者により実施された。各研究者が各自の専門分野に関する研究を担当し、各分野における問題点の把握及び調査・分析・検討を行い、その成果を適宜、全員にフィードバックすることを通じて、各研究者が、他分野の知見を参照しつつ、研究を進めることを可能とする方法を採用した。研究全体の総括、及び各分担者の研究の全体的における位置づけ等は研究代表者が行った。

本研究における分析対象は国内法と関連する諸外国の法であった。また、諸外国の立法状況や動向も調査、比較の対象とした。特に、欧州ではEU一般データ保護規則(REGULATION(EU)2016/679)データベース保護指令(DIRECTIVE96/9/EC)米国では、連邦営業秘密防衛法(Defend Trade Secrets Act of 2016)連邦経済スパイ法(Economic Espionage Act of 1996)等を対象として検討を行った。

4. 研究成果

刑法・刑事法分野及び知的財産法分野においては、主として、不正競争防止法上の営業秘密侵害罪に関する検討を実施した。まず、不正競争防止法上の営業秘密に係る「不正競争」行為の定義規定及び同法における営業秘密侵害行為等に関する刑事罰規定において顕在化している「民事法と刑事法の規制・保護範囲のずれ」に関して、アメリカの連邦経済スパイ法(EEA)における「秘密管理性」概念をも参照しながら検討し、対象者によって「秘密管理性」が変わりうるのか、という実務上も関心の高い問題などについて、検討・分析を行った。また、営業秘密侵害行為を複数の法律で捕捉可能な場合の適用関係について、アメリカの EEA、連邦営業秘密防衛法

(DTSA)、RICO法などをも視野に入れて考察を進めた。これらの刑事法に関する考察から得られた知見を、知的財産法担当の研究分担者と共有し、わが国の不正競争防止法における従来の解釈との差異を明らかにし、その妥当性について議論した。

その研究成果の一部を、令和3年3月にオンラインで開催された日本刑法学会仙台部会における共同報告「情報の法的保護に関する総合的検討 営業秘密を素材にして」において公表した。具体的には、研究代表者(成瀬)が「不正競争防止法における営業秘密概念における『秘密管理』の意義」という報告を、研究分担者(津田)が「アメリカの経済スパイ法(EEA)における『秘密管理性』概念」という報告を、研究分担者(蘆立)が「不正競争防止法における営業秘密概念 - 裁判例における秘密管理性要件の判断」という報告を共同して行った。この共同研究報告は、不正競争防止法上の「営業秘密」の要件である「秘密管理性」に焦点を当てたものであり、秘密管理性に関するわが国及びアメリカの議論を比較・検討するのみならず、情報の特徴を踏まえつつ、刑事法的な保護の在り方と民事法的な保護の在り方の異同について考察を加えたもので、本研究課題の特徴である「情報の保護・情報の利活用の促進」に関する分野横断的な検討の実践といえるものである。同部会では、報告者と参加した研究者・実務家との間で積極的な質疑応答が展開された。

さらに、令和4年度においては、上記の共同報告の成果を引き継ぎつつ、それを発展させる形で、経済的価値を有する秘密情報の保護のあり方について、検討を行った。すなわち、営業秘密の保護が盛り込まれた平成2年の不正競争防止法改正から平成31年の「営業秘密管理指針」の一部改訂に至るまでの同法やそれに関連する指針等の改正経緯とその際に展開された議論、不正競争防止法上の「限定提供データ」の保護のあり方に関する議論、刑法における秘密漏示罪の議論、改正刑法草案起草時における企業秘密の刑事法的保護のあり方に関する議論、アメリカの経済スパイ法における営業秘密概念に関する学説・判例等に関して調査・研究を進めた。その結果、不正競争防止法上の営業秘密概念とその法的保護に関する学説・判例の関心の中心は「秘密管理性」要件にあるが、秘密の保護という観点からは「非公知性」要件も重視すべきであるとの認識など、これまでの通説的理解には問題(少なくとも、不明確な点)があるとの認識に到達した。実際、刑事の裁判例である名古屋地裁令和4年3月18日判決では、非公知性が争点となり、上記の認識の適切性が確認された。なお、同判決については、令和4年6月に開催された東北大学刑事法判例研究会において、研究分担者(津田)が評釈を行った。

知的財産法分野については、研究分担者(蘆立)が、令和2年の著作権法改正において新設されたリーチサイト規制を素材として、改正の背景や改正経緯、改正の内容等について調査・分析を行い、その成果を令和5年3月に行われた刑法学会仙台部会において報告した。同部会においては、報告者と部会参加者の間で、リーチサイト規制の趣旨と新設された刑事的規制との整合性に関する質疑応答が展開されたほか、侵害行為に関する民法と刑事法の捉え方の相違などが明らかとなった。

さらに不正競争防止法における「限定提供データ」の保護に関し、営業秘密概念との関係に関する問題を解決すべく、令和5年3月に「不正競争防止法等の一部を改正する法律案」が閣議決定され、「限定提供データ」の定義を改正する法案が提出されたことから、研究分担者(蘆立)を中心として、同改正案にかかる議論の経緯等について調査・分析を行った。加えて、大学の研究データの利活用に関して、その管理・共有に関する動向や、産学連携における契約上の対応等についても調査の対象とし、研究活動における、個人情報を含めた情報の利用における法的問題点等について整理・分析を行った。

行政法分野及び民法分野においては、情報の保護や利活用にも関わりうる行政法上・民法上の基礎理論に関する検討を精力的に行った。行政法分野に関しては、研究分担者(中原)が論稿「行政不服審査手続過程に関する一考察」のほか、複数の判例評釈を執筆し、行政手続における情報の保護と利活用の調整に関する研究成果を公表した。民法分野に関しては、研究分担者(石綿)が、親が子どもの画像・動画といった情報を自由に公表することができるのかという問題や、嫡出推定制度をめぐる、法が、個人情報であるDNAに関する情報を父子関係の決定の際にどのように扱うべきかという問題等について、検討を行い、その研究成果の一部を公表した。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計8件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 石綿はる美	4. 巻 816
2. 論文標題 嫡出推定・否認制度の見直しをめぐる（その1）	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 法学セミナー	6. 最初と最後の頁 101-108
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 中原茂樹	4. 巻 158
2. 論文標題 辺野古サンゴ訴訟上告事件	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 民商法雑誌	6. 最初と最後の頁 1022-1035
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 中原茂樹	4. 巻 504
2. 論文標題 新型インフルエンザ等対策特措法に基づく営業時間短縮命令の違法性	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 法学教室	6. 最初と最後の頁 120
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 中原茂樹	4. 巻 72
2. 論文標題 新型インフルエンザ等対策特措法および感染症法の改正と行政法上の論点	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法と政治	6. 最初と最後の頁 321, 344
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 中原茂樹	4. 巻 83
2. 論文標題 国家賠償請求訴訟における保護範囲論について	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法学	6. 最初と最後の頁 149,173
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 中原茂樹	4. 巻 693
2. 論文標題 行政不服審査法改正の意義とこれから	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 自治実務セミナー	6. 最初と最後の頁 2,7
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 蘆立順美	4. 巻 別冊5号
2. 論文標題 データ集積物の法的保護－不正競争防止法における限定提供データの保護を中心として－	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 Law & Technoligy	6. 最初と最後の頁 70,78
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 成瀬幸典	4. 巻 471
2. 論文標題 刑法判例の動き	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法学教室	6. 最初と最後の頁 133,134
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計8件（うち招待講演 2件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 蘆立順美, 成瀬幸典
2. 発表標題 リーチサイトに対する著作権法上の規制について
3. 学会等名 日本刑法学会仙台部会
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 中原茂樹
2. 発表標題 感染症対策と実定法制度の解釈・運用
3. 学会等名 日本公法学会第86回総会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 津田雅也
2. 発表標題 名古屋地判令和4年3月18日に関する評釈
3. 学会等名 東北大学刑事法判例研究会（招待講演）
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 成瀬幸典
2. 発表標題 不正競争防止法における営業秘密概念における『秘密管理』の意義
3. 学会等名 日本刑法学会仙台部会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 蘆立順美
2. 発表標題 不正競争防止法における営業秘密概念 - 裁判例における秘密管理性要件の判断
3. 学会等名 日本刑法学会仙台部会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 津田雅也
2. 発表標題 アメリカの経済スパイ法（EEA）における「秘密管理性」概念
3. 学会等名 日本刑法学会仙台部会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 津田雅也
2. 発表標題 不正競争防止法21条1項3号にいう「不正の利益を得る目的」があるとされた事例」
3. 学会等名 東北大学刑事法判例研究会（招待講演）
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 石綿はる美（和田俊憲・佐藤陽子・松原和彦と共同）
2. 発表標題 拐取
3. 学会等名 日本刑法学会
4. 発表年 2019年

〔図書〕 計3件

1. 著者名 成瀬 幸典、安田 拓人	4. 発行年 2023年
2. 出版社 信山社出版	5. 総ページ数 224
3. 書名 判例トレーニング刑法総論	

1. 著者名 大貫 裕之、神橋 一彦、松戸 浩、米田 雅宏	4. 発行年 2022年
2. 出版社 信山社出版	5. 総ページ数 756
3. 書名 行政法理論の基層と先端	

1. 著者名 深町晋也, 石綿はる美	4. 発行年 2021年
2. 出版社 有斐閣	5. 総ページ数 284
3. 書名 家族と刑法	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	石綿 はる美 (ishiwata harumi) (10547821)	一橋大学・大学院法学研究科・准教授 (12613)	

6. 研究組織（つづき）

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	蘆立 順美 (masami ashidate) (60282092)	東北大学・法学研究科・教授 (11301)	
研究分担者	中原 茂樹 (nakahara sigeki) (60292819)	関西学院大学・司法研究科・教授 (34504)	
研究分担者	津田 雅也 (tsuda masaya) (80633643)	静岡大学・人文社会科学部・教授 (13801)	

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関